

平成30年度 自転車ルール・マナーに関する検定

I. アンケート

次のアンケートにお答えください。

((1)以外の答えは番号を1つ選んで記入してください。)

(1) 学校名を記入してください。

中学校
高等学校

(2) 学年を選択してください。

1. 1年生 2. 2年生 3. 3年生

(3) あなたは自転車を利用しますか。

1. する 2. しない (2.しなないを選んだ方はアンケート終了です。II.問題へお進みください)

(4) あなたは普段から自転車を利用する際にヘルメットを着用していますか。

1. 着用している (1.着用しているを選んだ方はアンケート終了です。II.問題へお進みください)
2. 通学時(部活時)のみ着用している
3. 着用していない

(5) ヘルメットを着用しない理由は何ですか。

1. ヘルメットを着用したいが、ヘルメットを持っていないから
(1.ヘルメットを着用したいが、ヘルメットを持っていないからを選んだ方はアンケート終了です。II.問題へお進みください)
2. ヘルメットを持っていないし、ヘルメットも着用したくないから
3. ヘルメットを持っているが、ヘルメットを着用したくないから

(6) ヘルメットを着用したくない理由は何ですか。

1. 友達も着用していないから 2. ヘルメットの購入価格が高いから
3. デザインがよくないから 4. ヘルメットの着用が面倒だから
5. 事故を起こさない自信があるから 6. その他

II. 問題

次の問題を読んで正しい場合は○、間違っている場合は×をつけてください。

1. 自転車は車両ではなく歩行者の仲間である。
2. 自転車は原則、車道の左側の端を通行しなければならない。
3. 自転車乗車中に後方を確認せずに車道から歩道、歩道から車道へと進路を変更することは大変危険な行為である。
4. 自転車は、路側帯(歩道のない道路に設けられた、車道に引かれた白線の外側：図-1)を通行するときは、左側右側どちらを通行してもよい。

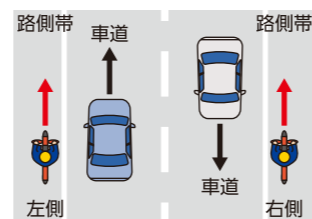


図-1

5. 自転車通行可の標識(図-2)がある歩道を走行するときは、歩行者に気をつけながら、歩道内の左側を走行しなければならない。
6. 自転車歩道通行可の標識(図-2)や標示がない歩道でも、普通自転車の運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体障害者、道路工事や道路の状況からやむを得ない場合は、歩道を通行することができる。
7. 自転車は、道路標識などにより、普通自転車専用通行帯(図-3)が設けられている道路では、その車両通行帯を走行しなければならない。
8. 信号のある交差点を自転車で右折しようとする場合、自動車に気をつけながら、図-4のように走行すればよい。
9. 止まれの標識(図-5)がある交差点は、明らかに周囲に歩行者や自転車・自動車がいない場合は、止まらずに進んでも良い。
10. 携帯電話を使用しながら自転車を運転してはならないが、画面を見るだけならゆっくり走行するので違反にはならない。
11. 自転車乗車中は、人と話をする時以外は、横に並んで走行してはいけない。
12. ヘッドホンなどを使用して、まわりの音や声が聞こえない状態で、自転車を運転してはならない。
13. 雨が降っているときに傘を差さずに運転すると、手が濡れてハンドル操作を誤り危険な状況となるので、傘差し運転をしてもよい。
14. 夜間に自転車を運転する場合、ライトを点灯しなければならないことになっているが、街灯などで明るい場所を走行する時は、ライトを点灯しなくてもよい。
15. 自転車に乗る前には、ライト・ブレーキ・タイヤなどの点検を行わなければならない。
16. 一方通行の標識(図-6)がある道路では、自転車も矢印の方向と反対に走行してはいけない。
17. 金沢市において自転車を利用する場合は、事故が起こった場合に相手の損害を補償するための保険に入らなければならない。
18. 金沢市では中学生以下の子と70歳以上の高齢者が自転車に乗るときはヘルメットを着用することが努力義務となっている。
19. 通行の邪魔にならなければ、自転車を歩道にとめてもよい。
20. 自転車を運転していて歩行者にぶつかり、お互いにケガがなかった場合は、警察へ連絡しなくてもよいが、お互いの連絡先は交換しておいた方がよい。



図-2



図-3

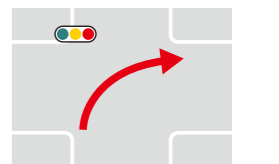


図-4



図-5



図-6